地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に定める

障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府の「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準（以下「認定基準」という。）」に基づき、事業者の認定事務の取扱いについて定めるものとする。

（認定の申請）

第２条　認定を受けようとする事業者は、認定申請書（様式第１号）及び同様式に記載している添付資料を知事に提出しなければならない。

（認定の決定）

第３条　知事は、認定基準に基づき、認定をしたときは認定通知書（様式第２号）により、認定しないこととしたときは不認定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（認定事業者の公表）

第４条　知事は、認定を受けた事業者について、名簿を作成し公表するものとする。

（認定事項の変更）

第５条　認定を受けた事業者は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式４号）により、知事に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第６条　認定を受けた事業者が、認定を辞退するときは、辞退届（様式第５号）により、知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第７条　知事は、認定事業者としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取消すことができる。

1. 認定基準に定める要件を欠いたとき。
2. 営業を廃止又は休止したとき。

　（３）申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。

　（４）契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき。

　（５）他の認定事業者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。

　（６）営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要と

する資格を有しなくなったとき。

　（７）その他、認定にふさわしくないと知事が認めるとき。

２　知事は、前項の規定に基づき、認定を取消すこととしたときは、速やかに認定取消

し通知書（様式第６号）により、当該認定施設に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（実地調査）

第８条　知事は、認定基準に該当することを確認するために必要と認めたときは、申請者又は認定を受けた事業者を訪問し、現場の確認及び聞き取り等の実地調査を行うことができるものとする。

（報告）

第９条　認定事業者は、知事から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

２　重度障がい者多数雇用事業所として認定を受けた事業者は、認定を受けた次年度以降、毎年６月末日までに直前の３月３１日現在における障害者雇用状況計算書を知事に提出しなければならない。

（事務）

第１０条 この要綱に関する事務は、福祉部障がい福祉室自立支援課及び商工労働部雇用推進室就業促進課において実施する。

附則

この要綱は、平成２９年１２月２２日から施行する。